

財務省告示第二百二十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十年七月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年七月二十八日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	初期利率の適用利率	第二期以後の利率の適用
個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第二十三回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で千九億六千三百六十二万円	一万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成二十年七月十五日	額面金額百円につき百円	年一・〇〇パーセント	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われた発行から償還までの期間が九

十一 初期利子

年五か月超の十年利付国債の直
近における入札へ当該開始日の
属する月に行われた入札を除く
。の結果に基づき算出された
複利利回りから、〇・八〇パー
セントを控除した率。ただし、
控除した率が〇・〇五パーセン
トを下回るときは、その率は〇
・〇五パーセントとする。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{1.00}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十二 第二期以後の利子

毎年七月十五日及び一月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十三 償還期限

平成三十年七月十五日

十四 償還金額

額面金額百円につき百円

十五 払込期日

平成二十年七月十五日

十六 払込場所

日本銀行の本店又は支店

十七 中途換金

中途換金の買取りは、平成二十
一年七月十五日以後において行

十八 中途換金の特例

うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

$$\left(\frac{80}{100} \right) \times \left(\text{前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときに、その相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含む）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区として、の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助が行われる災害が発生し、当該災害にかつたとき、は当該個人向け国債を有する者が、平成二十一年七月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、$$

それぞれ
の算式
により
算出した
金額と
する。

(一) 平成二十一年一月十五日から平成二十一年七月十五日前までの間の場合

$$\begin{aligned} & \text{償面金額} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - (\text{初期利子に相当する} \\ & \text{の金額} \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相} \\ & \text{当する金額}) \end{aligned}$$

(二) 平成二十一年一月十五日前の場合

$$\begin{aligned} & \text{償面金額} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} \end{aligned}$$

十九

元利金支
払場所

日本銀行